

(付表)

平成29年度

不納欠損額の内訳

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計（厚生年金勘定）

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	—	—	—	—	—	—	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	—	—	141,302	16,086	141,302	16,086	保険料債権 15,453
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	207	18	32,236	8,608	32,443	8,626	保険料債権 8,610
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	3	0	3	0	6	1	返納金債権 1
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	—	—	—	—	—	—	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	3	0	2	0	5	1	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	—	—	—	—	—	—	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	—	—	1	0	1	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	—	—	—	—	—	—	

(付表)

平成30年度

不納欠損額の内訳

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計（厚生年金勘定）

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	—	—	—	—	—	—	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	—	—	147,565	15,964	147,565	15,964	保険料債権 15,332
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	350	52	46,079	11,382	46,429	11,434	保険料債権 11,355
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	2	0	10	2	12	2	返納金債権 2
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	—	—	—	—	—	—	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が結了）	2	0	3	0	5	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	—	—	—	—	—	—	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	—	—	7	2	7	2	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	—	—	—	—	—	—	

(付表)

令和元年度

不納欠損額の内訳

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計（厚生年金勘定）

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	158,478	16,140	158,478	16,140	保険料債権 15,556 返納金債権 552 金銭引渡請求権債権 30
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	418	44	34,701	7,977	35,119	8,021	保険料債権 7,841 金銭引渡請求権債権 180
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	-	-	3	7	3	7	返納金債権 7
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が結了）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	-	-	3	7	3	7	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	